

平成 29 年 7 月 5 日
国土交通政策研究所

国土交通政策研究第 140 号
「運輸分野における個人の財・サービスの仲介ビジネスに係る欧米諸国の動向等に関する調査研究」の公表

国土交通政策研究所は、欧米諸国における運輸分野の仲介ビジネスの調査研究を行いました。米国、イギリス、フランスにおけるライドシェア・自家用車カーシェア・貨物運搬シェアの展開状況等について現地ヒアリング調査等により情報収集を行い、動向等を整理しました。

◆要旨

(1) 調査研究の背景と目的

近年、欧米を中心として ICT を活用した個人の財やサービスを仲介するビジネスが様々な分野に拡大しつつある。

本調査研究では、先行地域である欧米諸国における運輸分野(ライドシェア・自家用車カーシェア・貨物運搬シェア)の仲介ビジネスの動向等を把握することを目的に、情報の収集・整理を行った。

(2) 調査研究の内容

○ライドシェア・自家用車カーシェア・貨物運搬シェアを対象に調査。

○米国(サンフランシスコ、フィラデルフィア、オースティン)、イギリス(ロンドン)、フランス(パリ)を対象に、仲介ビジネス事業者、既存業界、国や地方政府の取組等について現地ヒアリング調査等を実施、仲介ビジネスの現状や法制度の整備・運用状況等を整理。

(3) 調査研究の総括

○欧米諸国におけるライドシェアは、ドライバーの営利性に着目すると、非営利型ライドシェアと営利型ライドシェアに分類できる。

○営利型ライドシェアの登場・普及以前から、欧米とも非営利型ライドシェア(通勤カープール等)が存在。

○営利型ライドシェアは、米国では複数の州においてタクシー・ハイヤーとは異なる Transportation Network Company(TNC)として新たな制度を設け、タクシーやハイヤーの資格を有しない一般ドライバーによるサービスの提供が可能。一方、欧州では主に既存のハイヤー制度を利用し、資格を有する職業ドライバーによるサービスが提供されている。欧米とも規制強化の動きが見られる。

○自家用車カーシェア・貨物運搬シェアの規模は未だ大きなものではない。

<お問い合わせ先>

国土交通省 国土交通政策研究所(中央合同庁舎 2 号館 15 階) 吉田(よしだ)、藤家(ふじけ)
電話: 03-5253-8111(内線 53838) / 03-5253-8816(国土交通政策研究所直通)
FAX: 03-5253-1678 Mail: pri@mlit.go.jp URL: <http://www.mlit.go.jp/pri/>